

# 喜多方消防本部からの重要なお知らせ

飲食店等  
経営者の  
皆様へ

すべての飲食店へ消火器の  
設置が義務付けられます。  
平成31年10月1日～

平成28年12月22日に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災を受けて、平成30年3月に消防法施行令が改正され、**延面積150㎡未満の飲食店等にも消火器具の設置が義務付けられました。(平成31年10月1日施行)**

## 新たに消火器が必要となる飲食店

飲食店で、**次のすべてに該当する場合は**、消防法施行令第10条に基づき、消火器の設置が義務付けられます。

- 1 建物の**延べ面積が150㎡未満**
- 2 生業として飲食物を提供するため、**コンロなどの火を使用する設備又は器具**を設けている。



※こんろなどの火を使用する設備又は器具に、防火上有効な措置(調理油過熱防止装置など)が講じられている場合は、消火器の設置が必要ありません。

## 消火器の設置義務が免除となる場合

### 調理油過熱防止装置

鍋等の過度な温度上昇を検知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置



### 自動消火装置

自動的に消火薬剤を放射することにより火を消す装置



### 圧力感知安全装置

加熱等によるカセットボンベの圧力上昇を検知し、自動的にガスの供給を停止する装置



## 消火器の設置・点検結果報告

初めに消火器を設置したときは、消火器の設置届出を消防署に届出する必要があります。

今回の消防法令改正により、新たに設置が義務化された消火器は、消防法第17条の3の3に基づき6ヶ月ごとに点検を実施し、1年に1回消防署に報告することが義務となります。

- ・機器点検: 6ヶ月に1回(報告の必要なし)

### 【点検内容】

設置状況や外形の異常の有無等を確認する。

- ・報告: 1年に1回(消防署へ点検結果を報告)  
点検結果報告の様式は法令にて規定されております。簡単に点検結果を、まとめることのできるアプリがあります。

消火器点検アプリが総務省消防庁のホームページからダウンロードできますので活用してください。

### ※総務省消防庁ホームページ

消防庁 消火器 点検 アプリ

検索



※製造年から3年(蓄圧式の消火器にあつては5年)を経過したものにあつてはアプリによる点検対象から除外されます。専門業者への点検依頼又は買い替えを推奨いたします。

## その他の届出

火気使用設備(給湯設備等)がある場合、又は、消防設備の設置義務がある場合は、火災予防条例に基づき消防署に届出が必要となる場合があります。

消火器以外の消防用設備の設置及び防災物品の使用が必要となる場合があります。

### お問い合わせ

喜多方消防本部	消防課	Tel(0241)22-6213
喜多方消防署	予防係	Tel(0241)22-6211
山都分署	予防係	Tel(0241)38-2119
北塩原分署	予防係	Tel(0241)32-2020
西会津消防署	予防係	Tel(0241)45-3119

